

生命共済の内容

保障内容

- ・主契約：定期保険（団体型）
- ・特約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由	コース・口数							
	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口		
死亡	不慮の事故により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＋災害保険金＞	250万円	500万円	750万円	1,250万円	1,750万円	2,000万円	
	上記以外の事由により死亡したとき ＜死亡保険金（主契約）＞	50万円	100万円	150万円	250万円	350万円	500万円	
高度障害	不慮の事故により高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金＞	250万円	500万円	750万円	1,250万円	1,750万円	2,000万円	
	傷害または疾病により高度障害状態*1のいずれかになったとき ＜高度障害保険金（主契約）＞	50万円	100万円	150万円	250万円	350万円	500万円	
入院・治療	不慮の事故により1日以上入院をしたとき（同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） ＜入院給付金＞	1日につき2,000円	1日につき4,000円	1日につき6,000円	1日につき10,000円	1日につき14,000円	1日につき15,000円	日帰り入院からの保障
	ガン*2で1日以上入院をしたとき（1年に1回限度） ＜ガン入院一時金＞	2万円	4万円	6万円	10万円	14万円	20万円	
	6大生活習慣病*3で1日以上入院をしたとき（1年に1回限度） ＜6大生活習慣病入院一時金＞	1万円	2万円	3万円	5万円	7万円	10万円	
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき ＜ガン先進医療一時金＞	5万円	10万円	15万円	25万円	35万円	50万円	

*保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。

*災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。

*災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。

*ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。

*日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

<p>*1 お支払いの対象となる高度障害状態</p> <p>1.両眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>2.言語またはしゃく機能の機能を全く永久に失ったもの</p> <p>3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p>	<p>7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>	<p>・中皮および軟部組織の悪性新生物</p> <p>・乳房の悪性新生物</p> <p>・女性生殖器官の悪性新生物</p> <p>・男性生殖器官の悪性新生物</p> <p>・腎臓路の悪性新生物</p> <p>・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物</p> <p>・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</p> <p>・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物</p> <p>・リンパ組織、造血組織および関連組織の</p>	<p>悪性新生物</p> <p>・独立した（原発性）多部位の悪性新生物</p> <p>・慢性骨髄増殖性疾患</p> <p>・真正赤血球増加症＜多血症＞</p> <p>・骨髄異形成症候群</p> <p>・慢性骨髄増殖性疾患</p> <p>・本態性（出血性）血小板血症</p> <p>・ランゲルハンス細胞組織球症</p>
<p>*2 お支払いの対象となるガン</p> <p>・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物</p> <p>・消化器の悪性新生物</p> <p>・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</p> <p>・骨および関節軟骨の悪性新生物</p> <p>・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物</p>	<p>・中皮および軟部組織の悪性新生物</p> <p>・乳房の悪性新生物</p> <p>・女性生殖器官の悪性新生物</p> <p>・男性生殖器官の悪性新生物</p> <p>・腎臓路の悪性新生物</p> <p>・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物</p> <p>・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物</p> <p>・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物</p> <p>・リンパ組織、造血組織および関連組織の</p>	<p>*3 お支払いの対象となる6大生活習慣病</p> <p>・糖尿病</p> <p>・心疾患</p> <p>・高血圧性疾患</p> <p>・脳血管疾患</p> <p>・肝硬変</p> <p>・慢性腎不全</p>	

【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）からお申込みいただいた商工会議所を通じ、当連合会に提供されます。

②当連合会および当該商工会議所（以下、「連合会等」という）は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供いたします。

③アクサ生命は、連合会等から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、連合会等をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き連合会等およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。

⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢(歳)	生年月日	性別	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
15～55	平成21年11月1日～昭和43年11月2日	男性	1,290円	1,935円	3,225円	4,515円	6,030円	
		女性						
56～60	昭和43年11月1日～昭和38年11月2日	男性	1,706円	2,559円	4,265円	5,971円	7,910円	
		女性						
61～65	昭和38年11月1日～昭和33年11月2日	男性	2,152円	3,228円	5,380円	7,532円	9,970円	
		女性						
66～70	昭和33年11月1日～昭和28年11月2日	男性	2,849円	65歳6ヵ月を超える方は、新規加入・更新ともにAコースのみとなります。	2,259円	3,765円	5,271円	7,000円
		女性						
71（更新のみ）	昭和28年11月1日～昭和27年11月2日	男性	1,722円	3,443円	2,141円	70歳6ヵ月を超える方は、更新継続のみとなり、Aコース及び71歳以降特別コースから選択できます。		
		女性	1,071円	2,141円				
72（更新のみ）	昭和27年11月1日～昭和26年11月2日	男性	1,842円	3,683円	2,295円			
		女性	1,148円	2,295円				
73（更新のみ）	昭和26年11月1日～昭和25年11月2日	男性	2,017円	4,034円	2,487円			
		女性	1,244円	2,487円				
74（更新のみ）	昭和25年11月1日～昭和24年11月2日	男性	2,208円	4,416円	2,693円			
		女性	1,347円	2,693円				
75（更新のみ）	昭和24年11月1日～昭和23年11月2日	男性	2,419円	4,838円	2,912円			
		女性	1,456円	2,912円				

※掛金は、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。

※保険年齢とは、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢のことをいいます。（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切捨てます。）

※掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

熊本県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	コース・口数	71歳以降特別コース 1口	Aコース 2口	Bコース 3口	Cコース 5口	Dコース 7口	Eコース 10口
病氣入院見舞金	10日以上	2,500円	5,000円	7,500円	12,500円	17,500円	25,000円
	20日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
事故通院見舞金	5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円
出生祝金		2,500円	5,000円				
75歳満了記念品		記念品贈呈					

1.熊本県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

2.病氣入院見舞金について

①病氣による10日以上19日までの継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。

②病氣による20日以上の継続入院をしたとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。

③①で見舞金を支払った場合、②の見舞金は支払いません。（①と②は重複しません）

④5月1日より翌年4月30日の間に年1回を限度としてお支払いします。

⑤保険給付と重複する病氣入院見舞金は支払われません。（例、胃がんで入院し、死亡した場合は保険金のみのお支払いとなります）

3.事故通院見舞金について

①不慮の事故により5日以上通院したとき、日数にかかわらず一律、加入口数に応じた金額をお支払いします。

②異なる不慮の事故による通院に対して5月1日より翌年4月30日の間に年2回を限度としてお支払いします。同一の事故による通院のときは、5月1日から翌年4月30日の間に年1回を限度として支払います。

③保険給付と重複する事故通院見舞金は支払われません。（例、骨折で5日以上入院した後の通院は対象外）

4.出生祝金について

①出生祝金は、加入後1年以上の方を対象とします。

②出生祝金の適用範囲は、加入者本人およびその配偶者とします。

5.75歳満了記念品について

①満了記念品は保険年齢75歳の最終保険期間を満了したとき、コース・口数に関係なく記念品を贈呈します。

6.見舞金・祝金の請求について

①見舞金・祝金の請求期限は、事由発生から3年以内とします。

②見舞金・祝金の申請書類は、公的機関等の発行するものおよび証明できる書類を提出してください。

7.「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所連合会独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

※詳細は、「見舞金・祝金・記念品制度」規約にてご確認ください。

熊本県商工会議所連合会「見舞金・祝金・記念品制度」規約

（目的）

第1条 本制度は、当商工会議所連合会が各商工会議所に所属する会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」の一部をなすものである。

（対象者）

第2条 本規約は、当商工会議所連合会が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所連合会が独自に給付を行う見舞金・祝金・記念品制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する各商工会議所の会員事業所の役員・事業主及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

（運営費）

第3条 会員事業所は、各商工会議所を通じ当商工会議所連合会に対し、「生命共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

（給付内容）

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金・記念品とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

（脱退）

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済」から脱退するものとする。

「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1)会員事業所が当商工会議所連合会の各商工会議所の会員でなくなったとき。

(2)会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき。

(3)会員事業所が「生命共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

(4)対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

（給付手続き）

第6条 対象者は、見舞金・祝金の給付事由に該当した場合は、速やかに各商工会議所を通じ、当商工会議所連合会に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

（時効）

第7条 見舞金・祝金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅する。

（規約の制定・改廃）

第8条 本規約の制定および改廃は、当商工会議所連合会の決議により行う。

（付則）

この規約は、平成22年4月1日より実施する。

令和2年4月1日 一部改正

別表1 見舞金・祝金・記念品 給付内容

＜給付する場合＞

- 病氣入院見舞金
 - ①加入者が病気で継続して10日以上19日まで入院したとき、年1回を限度として、2口目を5千円（71歳以降特別コースは1口目を2.5千円）とし、以下1口につき2.5千円ずつ加算した額を支給する。
 - ②加入者が病気で継続して20日以上入院したとき、年1回を限度として、2口目を10千円（71歳以降特別コースは1口目を5千円）とし、以下1口につき5千円ずつ加算した額を支給する。
 - ③①の10日以上入院見舞金と②の20日以上入院見舞金を重複しては支払わず、かつ、①②を合わせて年1回を限度とする。
- 事故通院見舞金
 - ①加入者がケガで5日以上通院したとき、年2回を限度として、2口目を10千円（71歳以降特別コースは1口目を5千円）とし、以下1口につき5千円ずつ加算した額を支給する。

●出生祝金

加入後1年以上の方で加入者本人または、配偶者が出産した場合、一律5千円（71歳以降特別コースは2.5千円）を支給する。

●75歳満了記念品

加入者が保険年齢75歳の最終保険期間を満了したとき、コース・口数に関係なく記念品を贈呈する。

＜給付できない場合＞

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- 共通：・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
 - ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故

●病氣入院見舞金

・年2回以上の病氣入院見舞金請求

・死亡保険金支払を受ける場合に伴う病氣入院

●事故通院見舞金

・同一事故での年2回以上の事故通院見舞金請求

・年3回以上の事故通院見舞金請求

・不慮の事故による入院給付金を受ける場合

●出生祝金

・加入1年未満の方

＜用語の定義＞

・対象者：生命共済に加入する各商工会議所の会員事業所の役員・事業主及びその従業員全員

・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金・祝金 給付請求書類

区分	必要書類
＜病氣入院見舞金＞	入院証明書または領収証（写し） ※入院日数が確認できるもの
＜事故通院見舞金＞	通院証明書または領収証（写し） ※通院日数が確認できるもの
＜出生祝金＞	出生を証明する戸籍抄本、住民票または健康保険証（写し）または母子手帳（写し）